

伊豆市自転車購入補助金交付要綱（令和3年10月6日告示第172号）

最終改正:令和5年3月31日告示第76号

改正内容:令和5年3月31日告示第76号 [令和5年3月31日]

○伊豆市自転車購入補助金交付要綱

令和3年10月6日告示第172号

改正

令和4年4月6日告示第94号

令和5年3月31日告示第76号

伊豆市自転車購入補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、東京2020大会自転車競技の開催地である伊豆市に自転車に関するレガシー及びコロナ禍に対応した新たな生活様式へ転換のため、市民の自転車利用を促進することを目的として、自転車（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第11号の2に規定する自転車をいう。以下同じ。）を購入する者に対して、予算の範囲内において伊豆市自転車購入補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、伊豆市補助金等交付規則（平成16年伊豆市規則第42号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象経費)

第2条 補助金の対象となる経費は、次の各号に掲げる経費の区分に応じ、当該各号に定める経費とする。

(1) 自転車購入経費 次の要件のいずれにも該当する自転車の購入に係る経費（TSマーク発行手数料及び防犯登録料を含む。）

ア 公益財団法人日本交通管理技術協会が定める自転車安全整備制度に基づく自転車安全整備士による整備（TSマークの貼付を含む。）を受けていること。

イ 自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号）第12条第3項の防犯登録を受けた自転車であること。

ウ 新車で令和3年4月1日以後に購入した自転車であること。

エ 主として営利を目的とする活動に用いるために購入した自転車でないこと。

オ 電動アシスト自転車にあっては、当該自転車の型式が道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第39条の3の認定を受けていること。

カ 主に自転車を利用する者（以下「利用者」という。）が伊豆市に住所を有すること。

キ 自転車用ヘルメット（以下「ヘルメット」という。）を保有し、自転車乗車時に着用する者が利用する自転車であること。

(2) ヘルメット購入経費 自転車乗車時に着用し、頭部を保護する目的で製造され、次のいずれかの認証マーク等が付された新品のヘルメットの購入に係る経費（前号の自転車と概ね同時期に購入されたもので、主たる利用者が自転車と同一の場合に限る。）

ア 一般財団法人製品安全協会が安全基準に適合することを認証したSGマーク

イ 公益財団法人日本自転車競技連盟が安全基準に適合することを認証したJCFマーク

ウ 歐州連合の欧州委員会が安全基準に適合することを認証したCEマーク

エ ドイツ製品安全法が定める安全基準に適合することを認証したGSマーク

オ 米国消費者製品安全委員会が安全基準に適合することを認証したCPSCマーク

カ アからオまでに類する認証等を受けたマーク等が付されたもので、市長が認めるもの

(交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 市内に住所を有している者

(2) 市税及び上下水道料に滞納が無い者

(3) 伊豆市暴力団員排除条例（平成24年伊豆市条例第2号）第2条第3号に該当しない者

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、自転車の購入経費及びヘルメット購入経費の合計額に2分の1を乗じて得た額とし、当該額に100円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てた額とする。

2 前項の補助金の額が20,000円を超える場合は、20,000円（利用者が中学生以下の子どもである場合は、30,000円）とする。

3 補助金の交付を受けることができる自転車は、利用者1人につき1台とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、自転車を購入した日の翌日から起算して3か月以内に、伊豆市自転車購入補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、申請しなければならない。

(1) 購入した自転車等に係る領収書その他の補助対象自転車等、購入日及び補助対象経費が確認できる書類の写し

(2) 振込口座の分かる通帳等の写し

(3) 申請者名、住所及び自転車購入日の記載のある自転車のメーカーの保証書の写し

(4) ヘルメット購入に係る補助を受ける場合は、第2条第2号アからカまでに掲げるヘルメットの認証の確認ができる書類の写し

(5) ヘルメット購入に係る補助を受けない場合は、保証書等ヘルメットの保有を明らかにする書類の写し

(6) TSマーク付帯保険加入（控）の写し

(7) 防犯登録証の写し

(8) マイナンバーカード等市内に住所を有することを証明する書類の写し

(9) 自転車利用に関する誓約書（様式第2号）

2 前項第4号に係る書類については、申請時にヘルメットの現物を提示し第2条第2号アから力までに掲げる認証の確認ができる場合は、提出を省略することができる。

3 第1項第5号に係る書類については、申請時にヘルメットの現物を提示することにより、提出を省略することができる。

4 第1項第8号に係る書類については、申請者及び利用者が同一でない場合は、申請者及び利用者に係る住所証明書類を提出するものとする。

(交付決定及び確定)

第6条 市長は、前条の交付申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適當と認めたときは、交付を決定し、及び補助額を確定し、伊豆市自転車購入補助金交付決定及び確定通知書(様式第3号)により通知するものとする。

(補助金の請求)

第7条 前条の規定により交付の決定及び確定の通知を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、伊豆市自転車購入補助金請求書(様式第4号)により請求するものとする。

(使用の期間)

第8条 交付決定者は、自転車を購入した日の翌日から起算して2年間継続して使用しなければならない。

(財産処分の制限)

第9条 交付決定者は、前条に定める期間において、補助事業により取得した自転車を、市長の承認を受けないで補助金交付の目的に反して使用し、売却し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

2 交付決定者は、前項に規定する市長の承認を受けようとする場合は、あらかじめ処分承認申請書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(補助金交付の取消し)

第10条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金交付の決定及び確定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金の交付の条件に違反したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が不適當と認めたとき。

(補助金の返還)

第11条 市長は、補助金交付の決定及び確定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、交付決定者に対し期限を定めて当該補助金の全部又は24から既に使用した月数を減じた値を24で除して得た値に当該補助額を乗じて得た額(100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)の返還を命ずるものとする。

(加算金及び延滞金)

第12条 交付決定者は、前条の規定により補助金の返還を命ぜられたときは、伊豆市補助金等交付規則第16条の2の規定に準じて、加算金を市に納付しなければならない。

(雑則)

第13条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行し、令和3年度分の補助金から適用する。

(令和3年度の申請に係る申請期限の特例)

2 令和3年4月1日から同年9月30日までに購入した自転車にあっては、第5条の規定にかかわらず、交付申請の期限は、市長が別に定める。(失効)

3 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに補助金の交付の決定を受けた処分等に係る補助金については、同日後もなおその効力を有する。

4 この告示の失効前にした行為に対する補助金の返還については、この告示は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

附 則(令和4年4月6日告示第94号)

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行し、令和3年12月1日から適用する。

(申請期限の特例)

2 令和3年12月1日から令和4年3月31日までに購入した自転車に係る交付申請の期限は、第5条の規定にかかわらず、令和4年6月30日とする。

附 則(令和5年3月31日告示第76号)

この告示は、公示の日から施行する。

伊豆市自転車購入補助金交付申請書

年 月 日

伊豆市長様

自転車を購入しましたので、伊豆市自転車購入補助金交付要綱第5条の規定により、申請します。

なお、補助金の交付にあたり、私は市税等の滞納がないことを宣誓し、市による住民基本台帳、税務資料及び上下水道資料の閲覧を認めます。

記

申請者 ※自転車購入者	住所	〒一 伊豆市	
	フリガナ		
	氏名		
	電話番号		
生年月日(年齢)	昭和 平成 令和	年 月 日	(歳)
利用者 ※申請者と別の場合は記入	住所	〒一 伊豆市	
	フリガナ		
	氏名		
	生年月日(年齢)	昭和 平成 令和	年 月 日
自転車	メーカー名		車体番号
購入店名			
購入金額	自転車購入額	円 (消費税を含んだ額)	
	ヘルメット購入額	円 (消費税を含んだ額)	
	TSマーク発行手数料	円 (消費税を含んだ額)	
	防犯登録料	円 (消費税を含んだ額)	
	合計	円 (消費税を含んだ額)	
交付申請額	円 購入金額の2分の1 (100円未満切り捨て) で上限 20,000円 (※中学生以下の子どもは上限 30,000円)		
同意事項	<input type="checkbox"/> 私は、伊豆市暴力団排除条例(平成24年伊豆市条例第2号)第2条第3号に該当しません。		

添付資料

- ①購入した自転車等の領収書等の写し
- ②振込口座の分かる通帳等の写し
- ③申請者名、住所及び自転車購入日の記載のある自転車のメーカーの保証書の写し
- ④第2条第2号アからカまでに掲げるヘルメットの認証の確認ができる書類の写し (補助を受ける場合) 又は保証書等保有を明らかにする書類の写し (補助を受けない場合)
(申請時にヘルメットを提示し確認を受けた場合は不要) (※担当者確認)
- ⑤TSマーク付帯保険加入(控)の写し
- ⑥防犯登録証の写し
- ⑦申請者・利用者のマイナンバーカード等市内に住所を有することを証明する書類の写し
- ⑧自転車利用に関する誓約書(様式第2号)

自転車利用に関する誓約書

私は自転車が道路交通法上の車両であることを認識し、道路交通規則を遵守し、以下のことを誓約します。

- 1、道路交通法上の規則を守り常に安全運転に心がけます。
- 2、信号を遵守します。傘さし運転などで、片手運転をしません。二人乗りをしません。並走運転をしません。
- 3、自転車運転が許可された歩道を運転する場合、歩行者の安全を第一に考え、安全に停まれるスピードを守り徐行します。
- 4、夜間に運転する場合は、ライトを必ずつけて走行します。
- 5、携帯電話・スマートフォンの使用、またはイヤホンなどで音楽を聴きながらの危険運転やマナー違反をしません。
- 6、如何なる理由があっても、絶対に飲酒・酒気帯び運転はしません。
- 7、過労な状態、病気、薬物の接種その他の影響で、正常な運転に支障をきたす恐れがある場合は、絶対に運転をしません。
- 8、自転車は決められた場所に駐輪し、違法駐車はしません。
- 9、ヘルメットを着用して走行します。

年　月　日

利用者氏名	
住　　所	〒410- 伊豆市

第 年 月 日
号

様

伊豆市長

印

伊豆市自転車購入補助金交付決定及び確定通知書

年 月 日付けで申請のあった伊豆市自転車購入補助金の交付については、伊豆市自転車購入補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり通知します。

記

1 補助金交付決定及び確定額 円

年　月　日

伊豆市長　　様

申請者　住　所
氏　名

伊豆市自転車購入補助金請求書

年　月　日付け 第　　号で通知がありました交付決定及び確定に基づき、下記のとおり請求します。

記

請求金額	円
------	---

振込先口座

金融機関名	銀行	本店
	金庫	支店
	農協	支所
	信漁連	出張所
口座種別	1 普通	2 当座
口座番号		
フリガナ		
口座名義		

※市役所処理欄 債権者コード	有・無						
----------------	-----	--	--	--	--	--	--

年 月 日

伊豆市長 様

申請者 住 氏 所
名

伊豆市自転車購入補助金に係る処分承認申請書

年　月　日付け　　第　号で交付決定及び確定の通知があった表記事業により取得した自転車を処分したいので、伊豆市自転車購入補助金第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり承認を申請します。

記

1 処分の方法

該当する項目を○で囲んでください。

目的外使用 売却 謙渡 交換 廃棄 貸与 担保 その他

「その他」については具体的に〔 〕

2 処分の時期 年 月 日

3 処分の理由